

重要事項説明書

(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス

1.当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 089-963-0957

担当 二宮日紀

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2.事業者概要

事業者名称 有限会社ラッセル社
所在地 愛媛県松山市津吉町1142番地1
代表者 代表取締役宮崎初代
電話番号 089-963-0957

3.事業所概要

事業所名称 グループホームみなみ
介護保険事業者番号 3870103698
所在地 愛媛県松山市津吉町1142番地1
管理者 池川翔
電話番号 089-963-0957

4.事業の目的と運営方針

事業目的 ・要介護状態、又は、要支援2状態で認知症のある方に、家庭的環境の中で入浴、排泄、食事などの介護及びその他の日常生活上の手助けや機能訓練を行う。

運営方針 ・常に利用者の立場にたち、安心と信頼関係を築くことを目標にして、利用者に必要なサービスを提供できるよう努める。また、地域との連携を図り、総合的サービスに努める。

5.敷地及び建物

①敷地及び建物

敷地		351. 39㎡
建物	構造	木造瓦葺2階建
	床面積	1階164.40㎡ 2階28. 88㎡
	利用定員	9名

②主な設備

居室(1人部屋)	9室(1室8. 16㎡～)		
食堂(LDK)	1室38. 804㎡		
浴室	1室2. 8㎡		
トイレ	2個所1. 13㎡		
洗面所	2個所		
家族面会室	1室13.25㎡		
防火設備	自動火災報知機	誘導灯	スプリンクラー
	通報電話		

6.職員勤務体制

従業員の職種	人数	勤務体制	休日
管理者	1名	早出(8:00～17:00)	週休2日
計画作成担当者	1名	日勤(9:00～18:00)	
介護職員	7名	遅出(10:30～19:30) 夜勤(17:30～9:30)	

職務内容

管理者・業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う

計画作成担当者・適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる

介護職員・利用者に対し必要な介護及び支援を行う

7.サービス概要

①認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防	計画作成担当者が、ご利用者個人個人に合わせて認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防の作成をします。
②食事	・職員の献立により季節感に配慮しバラエティーに富んだ食事を提供します ・食事はできるだけ食堂でいただけるように配慮します。 食事時間 朝食 8:00～8:30 昼食 12:00～12:30 夕食 18:00～18:30
③入浴	好きな時間、好きな日に入浴できます。
④健康管理	・緊急など必要な場合には、協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮しますが、ご家族のご協力はお願い致します。 ・入居者の生命または身体を保護するためやむをえない場合を除き、身体的拘束や行動の制限をいたしません。(対策を相談検討します)
⑤介護 (整容、排泄など)	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えや状況に応じた適切な排泄の介助を行います ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します ・2週間に1回はシーツ交換を行います。

⑥レクリエーション	各種行事を行い、施設外へのレクリエーション等にでかけます。
⑦機能訓練	生活リハビリ等を行い、身体機能の低下を防止します。
⑧金銭管理	自らの金銭管理が困難な場合は、金銭管理を代行します。 ・お預かりせず、必要時の立替をし、利用料金請求時に請求します 必要金額が高額なときは、連絡いたします 個人ごとに領収書等を管理します。 保管場所は事務室です。 ・管理者が責任を持って管理します。
⑨保管(所持品)	居室に保管困難なものは事務室に預かります。
⑩相談、援助	・入居者及びその家族からのいかなる相談にも誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
⑪行政手続代行	市町村への手続きの代行を行います。

8.利用料金

サービスの種類	単位	単位あたりの利用料(自己負担額1割の場合)
基本料金	要支援2	761円
	要介護1	765円
	要介護2	801円
	要介護3	823円
	要介護4	841円
	要介護5	859円
加算料金	＊初期加算(入居日から30日間) 30円／日 ＊医療連携体制加算Ⅰ 37円／日 ＊サービス提供体制強化加算Ⅲ 6円／日 ＊若年性認知症利用者受入加算(対象者) 120円／日(65歳未満の方) ＊看取り介護加算(グループホーム内での看取り) (死亡日45日前～31日前:72円/日) (死亡日30日前～4日前:144円/日) (死亡日前々日、前日:680円/日) (死亡日:1,280円/日) ＊その他 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 介護報酬総額×17.8%	

加算内容

＊**初期加算** 入居日から起算して30日位内の期間については、1日につき所定単位数を加算です。また、30日を超える入院の後に再入居した場合も加算されます。

＊**医療連携体制加算** 日常的な健康管理を行い、医療が必要になった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定できる加算です

＊**サービス提供体制強化加算Ⅲ** 当事業所の介護従事者の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上配置され
厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に算定できる加算です。

＊**若年性認知症利用者受入加算(対象者)** 若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定できる加算です。

＊**看取り介護加算** 看取りに関する指針を定め、利用者又は、その家族に同意を得たうえで看取りを行った場合に算定される加算です。

退去した日の翌日から死亡日までの間は加算されません。

＊**介護職員等処遇改善加算Ⅱ**

介護職員の処遇改善を目的とし、職場の環境や役職を整え、質の高い介護、適切なサービスの質を保つために算定している加算です。

保険給付外利用料	食費	1,300円/日(朝400円昼450円夜450円)
	水道光熱費	11,000円/月(途中入居、退去は日割り計算)
	理美容代	実費となります
	おむつ	実費となります
	その他	個人使用電気機器(TV、ホットカーペット等)1,000円/月
		冬場(11月～3月)冬季光熱費を1,000円頂きます。

II. 支払方法

毎月10日までに先月分の請求をいたしますので、25日以内にお支払いください。

銀行振込も可能です。お支払い後、領収書をお渡します。

9. 苦情申し立て窓口

利用者及びその家族等からの相談、苦情等に対する窓口を設置するとともに、匿名でも苦情申し込み可能な「ご意見箱」を施設内玄関に設置してます。

受け付けた苦情は、事実確認を行い、協議、記録をし、改善、再発防止に努めます。

担当者 池川翔	電話089-963-0957	
松山市介護保険課 事業所指定・指導担当(苦情相談窓口)	電話089-948-6968	月～金8:30～17:15
愛媛県国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)	電話089-968-8700	月～金8:30～17:15
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	電話089-998-3477	月～金9:00～12:00 13:00～16:30

10. 協力医療機関

医療機関の名称	砥部病院	尾崎歯科医院
院長名	山本一成	尾崎徳任
所在地	伊予郡砥部町麻生40-1	松山市上野町甲206-1
電話番号	089-957-5511	089-963-1020
診療科	内科・外科・整形外科	歯科
入院設備	有り	無
契約概要	両医療機関は、「みなみ」の入居者に病状の変化があった場合は往診を含む診療体制で対応します。入院が必要となった場合には、医療機関の紹介もしていただきます。	

11.非常災害時の対策

当施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、施設の分かりやすい所に提示し、

1年に2回避難、救出その他の訓練を行います

職員の指示のもと避難します

12.事故発生時の対策

事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際してとった処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

13. 身体拘束等

(1)当施設では、サービス提供において当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため

やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません

(2)当施設では、前提の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状態

並びに緊急やむを得ない理由を記載します。

14. 虐待防止に対する事項

(1)利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

①虐待防止対策を検討する定期的な委員会の開催及び結果の周知

②虐待防止の指針の整備

③職員に対する定期的な研修の実施

④虐待防止に関する措置の担当者の配置 虐待防止に関する担当者(施設長 二宮日紀)

⑤その他虐待防止のために必要な措置

(2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者及びその家族等高齢者を現に養護するもの)

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15.第三者評価の実施状況

実施:あり

実施機関:グループホームみなみ運営推進会議にて

年月日:令和5年3月14日

提示場所:施設内に提示

16.利用に際しての留意事項

- ・宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- ・喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑をおよぼさないこと。
- ・共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害さないこと。
- ・指定した場所以外では火気を用いないこと。
- ・故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出さないこと。
- ・外出、外泊及び外泊を希望する場合は、必ず管理者、又は、職員に報告すること。
- ・共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力すること。
- ・健康に留意し、特別な理由が無い限り健康診査を受診すること。

面会	・職員にお申し出ください
外出、外泊	・職員に行き先、帰宅時間をお申し出ください
設備、器具の利用	・本来の用法に従ってご利用ください
所持品の管理	・ご本人が管理されることが原則です場合によって事務所にてお預かりします
現金の管理	・事務所にてお預かりできますのでお申し出ください
宗教活動	・施設内での宗教活動はご遠慮ください

17.関連事業

愛媛県西予市野村町野村11-1

うっかり長屋きなはいや

tel/fax0894-72-1371